

学力調査システム賃貸借業務仕様書

1 物件名

学力調査システム

2 業務の目的

本業務は、小学校 3、4 年生の学力定着状況を確認することにより学力課題を早期に把握し、個人の学習改善や学校における授業改善、本市の学力向上の教育施策に生かすことを目的に実施する。

3 賃貸借期間

令和 6 年(2024 年)12 月 1 日から令和 7 年(2025 年) 2 月 28 日まで

4 業務内容

(1) 調査対象

宇部市立小学校(24 校)3 年生(1,281 人)

宇部市立小学校(24 校)4 年生(1,220 人)

※児童数は令和 6 年 5 月 1 日現在

※賃貸借期間中、児童の転出入により、児童数を変更する場合があっても、市に対し追加の賃貸借料を請求しないこと。

(2) 実施教科 国語、算数

(3) 実施期間 令和 7 年 1 月～2 月

5 調達に係る要件

(1) 実施要件

ア GIGA スクール端末を用いて、調査の実施、結果の閲覧ができること

イ 調査を円滑に進めるために、教師用、児童用のマニュアルを用意すること

ウ 児童が計算する際に使用するメモ用紙(計算用紙)を用意すること

エ 解答方法や接続確認のための、練習用問題画面を作成すること

オ 受検する日時を学級単位で設定でき、受検開始前まで日時の変更が可能であること

カ 受検中に解答状況を一覧表示し、一覧より選択した問題に遷移できること

キ 受検中に前の問題に戻り、解答を変更できること

ク ネットワークトラブル等により受検を中断した場合、中断前の解答状況が保存され、中断時に表示されていた問題から受検を再開できること

(2) 利用環境

ア OS : Windows 10/11

イ ブラウザ : Google Chrome/Microsoft Edge

(3) 調査問題

ア 問題内容は、学習指導要領に即して作成すること

イ 調査問題は、発達段階を考慮し、学年ごとに解答形式を設定すること

・ 小学校 3 年生 : 選択式問題を基本とし、計算問題のみ数字入力を行うこと

・ 小学校 4 年生 : 選択式、短答式、記述式問題を出题すること

ウ 各教科において、音声や動画を視聴して解答する問題を出题すること

エ 数式などの入力補助のため、ソフトウェアキーボードを準備すること

(4) 結果資料

〔児童用画面〕

ア 教科全体、観点別（「知識・技能」「思考・判断・表現」）、領域別の正答率、および小問別の正誤情報を示すこと

イ LRT に基づいた指標を提供すること

ウ レーダーチャートやグラフを用いて視覚的に配慮すること

エ 全国値など、比較対象の数値を提供すること

オ 問題内容に応じた復習用のフォローアップ教材を用意すること

〔学校用画面〕

ア 各学校における教科全体、小問別、観点別（「知識・技能」「思考・判断・表現」）、領域別の平均正答率を示すこと

イ IRT/LRT に基づいた指標を提供すること

ウ 学年別、教科別、クラス別の解答状況を表示できること

エ 各設問における類型別の反応率や無解答率を示すこと

オ 全国値など、比較対象の数値を提供すること

カ 児童一人一人の解答状況、正誤情報を提供すること

キ 児童の解答を類型ごとに確認できるようにすること

〔教育委員会用画面〕

ア 自治体における教科全体、小問別、観点別（「知識・技能」「思考・判断・表現」）、領域別の平均正答率を示すこと

イ IRT/LRT に基づいた指標を提供すること

ウ 各設問における類型別の反応率や無解答率を示すこと

エ 全国値など、比較対象の数値を提供すること

オ 自治体内の児童の解答を確認できるようにすること

カ 自治体内の学校の結果や児童一人一人の解答状況、正誤情報を確認できるようにすること

(5) 保守管理

- ア 相談窓口として、学校からの問い合わせに電話・メールで対応できるサービスデスクを設置すること
- イ CBT テストの運用方法に関する操作説明会を実施すること
- ウ 操作説明会の内容、資料準備についてはあらかじめ教育委員会担当者と協議すること

6 その他

- (1) 契約の履行に際して知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき定義される情報を指す。）及び業務情報については、関係法令及び別に定める「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損失の防止その他個人情報の保護に努めること。なお、この規定は、契約期間が終了した後も、適用があるものとする。
- (2) 本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は、賃貸者期間が満了したときは、業務完了報告書（任意様式）を提出すること。なお、賃貸借料の支払いは、賃貸借期間満了の後、検査完了後成果品を市に引き渡した後に一括して支払う。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と受託者が協議の上、これを定めるものとする。